

大分県畜産共進会規則

(目的)《改正後》

第1条 本共進会は大分県の酪農・肉用牛生産近代化計画で定められた目標達成のための育種改良と、消費拡大を目指した普及啓発を目的として、種畜の部並びに肉牛の部を開催する。

(名称)

第2条 本共進会は、第68回大分県畜産共進会(以下「本会」という)と称し、社団法人大分県畜産協会、全農大分県本部、大分県酪農業協同組合、大分県農林水産祭実行委員会が開催する。

(実行委員会)

第3条 実行委員会は大分県畜産振興課長、大分県畜産協会長、全農大分県本部長、大分県酪農業協同組合長をもって構成する。

(事務局)

第4条 本会の事務局は畜産協会内におき、実行委員会および別に定める幹事会の決定により事務の執行にあたるものとする。但し、会期中は会場内におく。

(出品)

第5条 本会の出品家畜は次のとおりとする。
肉用牛、乳用牛、肉牛

(出品資格)

第6条 出品者は県内に居住する畜産農業者に限る。但し会長が特に承認したものはこの限りでない。

2. 出品家畜ならびに出品者の資格は、別に定める出品規程(以下「規程」という)によるものとする。

(出品申込)

第7条 出品者は規程に定められた出品申込書に関係書類を添えて、指定した期日までに本会に提出しなければならない。

(審 査)

第8条 出品家畜の審査は規程の定めるところによる。

2. 審査委員は各関係官庁または団体等の職にある者のうちから、原則として地区予選の審査に携わった者を除いて会長が委嘱する。
3. 審査委員は審査団を編成するものとし、審査の日程、方法等については会長が審査団にこれをはかり決定する。
4. 出品者は審査を辞退し、若しくはこれを拒み、再審査を請求し、表彰を辞退し、またはこれを拒み、その他審査の結果について異議の申し立てをすることはできない。

(表 彰)

第9条 表彰は審査の結果により次の2等級にわけると。 最優秀賞、優秀賞

なお、出品家畜の中より各家畜部門別に特に優秀な部位については、特別賞を交付することができる。

2. 擬賞計画は下記による。

擬 賞 計 画

区 分	肉用牛	乳用牛	肉 牛	
最優秀賞	40%	40%	40%	
優 秀 賞	60	60	60	
計	100	100	100	
特 別 賞	1点	1点		

3. 表彰式は、肉牛は平成19年10月6日(土)、乳用牛は平成19年10月17日(水)、肉用牛は平成19年10月20日(土)に行うものとする。

(参 観)

第10条 開場は午前9時、閉場は午後5時とし、この時間内は無料で一般の参観に供する。但し、都合により参観時間の変更または会場の一部または全部の参観を停止することがある。

2. 本会の進行上妨げとなるおそれがあると認められるものは入場を拒絶し、または場外に退去させることがある。
3. 本会場内には会長の認めた物品以外のものを携帯し、又は搬入することができない。
4. 参観者は係員または出品者の承認を得ないで出品物(家畜)に手をふれてはならない。
5. 肉牛の部については、当分の間参観を見合わせる

(役 職 員)

第11条 本会に次の役職員をおく。

会 長	1 名	事 務 局 長	1 名
副会長	2 名	事務局次長	3 名
参 与	名	事 務 委 員	名
監 事	2 名	審 査 委 員	名
幹 事	1 6 名	連 絡 委 員	名
		衛 生 委 員	名

2. 会長には大分県畜産協会会長があたり、副会長には全農大分県本部長並びに大分県酪農業協同組合長があたる。
3. 会長は本会を代表し会務を総理する。
4. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
5. 参与は団体の役員および会長が必要と認めて委嘱する学識経験者であって、会長の諮問に応ずる。
6. 会長は顧問または相談役を委嘱することができる。
7. 監事は業務の執行状況を監査し委員会に報告するものとする。
8. 幹事は業務の運営に関する細部の企画にあたる。
9. 事務局長ならびに次長、事務委員は会長が任命または委嘱し、会長の命を受けて本会の事務を掌理する。

(経 費)

第12条 本会の経費は次の収入をもってあてる。

1. 地域肉用牛振興基金補助金
2. 県費補助金
3. 開催地補助金
4. 出品団体負担金
5. その他収入

(予 算 決 算)

第13条 本会の収支予算ならびに決算は本会実行委員会の承認を得るものとする。

附 則

この規則は平成19年4月1日より施行する。

第 6 8 回大分県畜産共進会出品規程

第 1 . 第 6 8 回大分県畜産共進会は、大分県畜産共進会規則第 1 条の目的を達成するため、この規程に基づき出品するものとする。

第 2 . 出品者は、全農大分県本部長又は、大分県酪農協長の推薦した者に限る。

第 3 . 出品家畜は、県内において生産（但し、乳用牛の部の経産牛並びに肉牛の部の乳用種・交雑種肥育牛は産地を問わない）された家畜で、また出品者において飼養された家畜であること。

第 4 . 出品家畜の出品月令の算定基準日は、肉用牛及び肉牛にあつては、平成 1 9 年 1 0 月 1 日、乳用牛にあつては平成 1 9 年 1 0 月 1 6 日とする。

第 5 . 出品家畜のうちで過去の畜産共進会（上部畜産共進会、県畜産共進会）に出品したものは別表 1 に示した区のみに出品することができる。

第 6 . 出品家畜は次の資格を備えたものとする。

種畜の部

肉用牛の部

1. 出品区分及び月齢

区 分	満月齢	生 年 月 日
第 1 区（若 雌 の 1）	9 ~ 11	平成18年10月2日 ~ 平成19年 1月1日
第 2 区（若 雌 の 2）	12 ~ 14	平成18年 7月2日 ~ 平成18年10月1日
第 3 区（若 雌 の 3）	15 ~ 17	平成18年 4月2日 ~ 平成18年 7月1日
第 4 区（若 雌 の 4）	18 ~ 20	平成18年 1月2日 ~ 平成18年 4月1日
第 5 区（女 性 の 部）	12 ~ 20	平成18年 1月2日 ~ 平成18年10月1日
第 6 区（母 系 牛 群）	14ヶ月以上	平成18年 8月1日以前

2 . 出品条件

(1) 第 1 区 ~ 第 6 区共通条件

ア . 出品家畜は、登録牛または登記牛であること。

イ . 出品家畜は、同一人（同一家族）が 3 カ月以上（若雌 1 区は除く）所有かつ管理し、飼育したものでなければならない。

ウ．出品牛の繁殖条件

下記表の通りとする。

月 齢	授精証明書	受胎証明書若しくは妊娠鑑定書
1 2		
1 3		
1 4		
1 5		
1 6		
1 7		
1 8		
1 9 ~ 2 0		

印は、必ず添付すること

印は、受胎確認した牛について、必ず添付すること

(2) 第 5 区 (女性部)

ア． 第 5 区女性部出品家畜は、原則として肉用牛生産女性組織の構成員が出品する自家保留牛であること。

(3) 第 6 区 (母系牛群)

ア． 出品家畜は高等登録牛の母牛とその娘牛及び孫娘牛の直系 3 頭をもって 1 群とする。

イ． 出品家畜の所有者は同一市町村に限り 1 頭ずつ異なってもよい。

3 . 審査要領

(1) 体 高

出品家畜の体高は成牛 (2 4 カ月齢以上) で ± 1.5 以内とし、若雌牛 (2 3 カ月齢以内) は ± 2.0 以内を原則とする。

ただし、成牛で 1.5 、若雌牛で ± 2 をこえるものは最優秀賞の首席の対象としない。

(2) 栄養度

出品家畜の栄養度は、原則として 4 ~ 6 の範囲とし、7 以上については最優秀賞の対象としない。

(3) 適正な審査を行うための厳守事項

厳正かつ公平に審査を行うため、次のような事項を行ってはならない。

出品家畜に人為的に多量の水を飲ませたり、第一胃に水を注入するなどの行為は、絶対にしないこと。また、餌を押し込むこと等を含めて人の手によって牛に無理をさせる行為も厳禁とする。ただし、主催者が指定する衛生指導班が治療のたむやむを得ないと判断したものは、その限りでない。

出品家畜の角、被毛、蹄などを染めたり、色を塗るような偽装及び出品家畜への医療的整形は行わないこと。

以上の不正行為が認められた場合には、最優秀賞としない。

なお、厳守事項を徹底するため、審査委員長の任命した指導員5名を配置する。また、指導員の指導に従わない場合は、指導員は、その旨を審査委員長に報告する。

乳用牛の部

1. 出品区分及び月齢

区 分	月令及び産次	生 年 月 日
第1部(育成牛)	12以上～15ヵ月未満	平成18年 7月17日～平成18年10月16日
第2部(育成牛)	15以上～18ヵ月未満	平成18年 4月17日～平成18年 7月16日
第3部(初妊牛)	18以上～25ヵ月未満	平成17年10月17日～平成18年 4月16日
第4部(経産牛)	3歳未満	平成16年10月17日以降生まれ
第5部(経産牛)	3歳以上	平成16年10月16日以前生まれ

2. 出品条件

(1) 第1部～第5部共通条件

ア. 出品家畜は登録牛であること。

イ. 出品家畜は同一人(同一家族)が3ヵ月以上所有し、かつ飼育し、管理したものでなければならない。

(2) 第1部・第2部(育成牛)

ア. 自県産であること。

イ. 出品家畜が15ヵ月以上のものについては授精証明書を所持していること。

(3) 第3部(初妊牛)

ア. 自県産であること。

イ. 出品家畜は家畜保健衛生所長の発行する受胎証明書を所持していること。

(4) 第4部(経産牛)

ア. 出品家畜は国内産で3歳未満とする。

(5) 第5部(経産牛)

ア. 出品家畜は国内産で3歳以上とする。

肉牛の部

1. 出品区分及び月齢

区 分	月 令	品 種	生 年 月 日
第1区(肉専用種去勢牛)	生後30ヵ月未満	黒毛和種	平成17年4月2日以降生まれ
第2区(乳用種去勢牛)	生後24ヵ月まで	ホルスタイン種	平成17年10月1日 "
" (肉用交雑種去勢牛)	生後30ヵ月未満	交 雑 種	平成17年4月2日 "

2. 出品条件

(1) 第1区~第2区共通条件

ア. 出品家畜は同一人(同一家族)が3ヵ月以上所有し、かつ飼育し、管理したものでなければならない。

イ. 生体重は屠前体重を計測するものとする。

ウ. 出品家畜は枝肉重量400kg以上のものであること。

(2) 第1区(肉専用種去勢牛)

ア. 出品家畜はすべて登記牛であること。

イ. 出品家畜の父は県内で飼養されたもの(現在飼養中含む)で産肉能力検定済みであること。

(3) 第2区(乳用種去勢牛、肉用交雑種去勢牛)

ア. 出品家畜は、ホルスタイン種で生後24ヵ月以内、肉用交雑種去勢牛で30ヵ月未満を原則とする。

第7．出品家畜の防疫

1．出品家畜の予防注射並びに衛生検査について

(1) 流行性感冒(イバラギ病)

出品家畜(肉用牛、乳用牛)は、共進会場搬入3週間前までに予防注射を終了したものである。なお、大分県畜産協会事業で実施する予防注射を当該年度において実施し、かつ、その個体が確認された牛は除外する。また、出品家畜及び出品家畜と同居する牛について、共進会場搬入直前(5日以内)に臨床検査を実施し、全頭異常が無いことを確認するものとする。

(2) ヨーネ病検査

出品家畜(乳用牛)は、ヨーネ病検査(ELISA法)について搬入日以前3ヶ月以内に実施しており、当該疾病に罹っていないものとする。

2．出品家畜の搬入にあたっては、前記(1)(2)の規定に抵触しないことを証する当該出品家畜の飼養地を管轄する家畜保健衛生所長の発行する証明書(別記様式の1)を共進会事務局に提出すること。

第8．出品申込み

出品者は出品申込書に登録、登記の証明書(肉用牛は写)または血統、産地を証明する書類、授精、受胎証明書(肉用牛は写)を肉用牛・肉牛にあっては出品家畜の鼻紋を添えて

肉 牛	については	平成19年 9月 15日
乳用牛	については	平成19年 9月 28日
肉用牛	については	平成19年 9月 28日

までに共進会事務局に提出しなければならない。

第9．出品家畜の搬入日時は別紙のとおりとし、会期中は場外に搬出することができない。但し、止むを得ない事情により会期中に開場時間外に搬出を願い出るものがあつたときは許可することがある。なお、肉用牛、乳用牛については共進会が終了後(表彰式終了後)に積込み搬出を行わなければならない。

第10．出品家畜については、十分な注意をもって保護を行うが不可抗力による損害についてはその責は負わない。

- 第11 . 出品家畜は、会場搬入の際、健康診断を行ない、悪癖、疾病、その他危険を及ぼすおそれのある家畜の出品は許可しないことがある。
- 第12 . 出品者並びに出品家畜は事務局より交付する標識を会期中表示もしくは所持しなければならない。
- 第13 . 出品家畜（除く参考出品）はすべてこれを審査する。
- 第14 . 出品家畜の審査は各家畜登録協会、日本食肉格付協会で制定している審査標準に基づいて行う。
- 第15 . 出品者において本共進会規則ならびに本規程に違反し、または審査の妨害をしたときは審査を中止し、または場外に退去させることがある。
- 第16 . この規程は平成19年4月1日より施行する。

別表 1 .

上部畜産共進会の出品家畜及び県畜産共進会での農林水産大臣賞受賞家畜の県畜産共進会への出品資格に関する条件。

上部共進会並びに農林水産大臣賞受賞家畜		肉用牛				乳用牛		
		若雌	繁殖雌牛群	母系牛群	父系牛群	育成牛	初妊牛	経産牛
		(1区~5区)	経産牛4頭	母子3頭	同一種雄牛の子4頭			
県共出品区分								
肉用牛	第1~5区(若雌区)	x	-	x	x			
	第6区(母系牛群)	母子x		母子x	母子x			
乳用牛	育成牛					x	-	-
	初妊牛						x	-
	経産牛							x

上部共進会出品家畜とは全国共進会又は九州連合共励会の本会場に出場したものをいう。

【別表 1 の説明】

上部共進会に出品又は県共進会で農林水産大臣賞を授賞した家畜の県共進会への出品資格に関する条件。

肉用牛

1. 全共へ出品した家畜は
県共では、第 6 区（母系牛群）には出品できる。
ただし、全共の高等登録群に出品した家畜を県共の第 6 区（母系牛群）へ出品する場合、異なる立場であれば出品できる。
2. 県共の若雌区（1 区～5 区）で農林水産大臣賞を受賞した家畜は、県共では、第 6 区（母系牛群）には出品できる。
3. 県共の第 6 区（母系牛群）で農林水産大臣賞を受賞した家畜が、再度県共の第 6 区（母系牛群）へ出品する場合は、異なる立場であれば出品できる。

乳用牛

1. 上部共進会に育成牛で出場した牛は県共の初妊牛、経産牛に出品できる。
2. " 初妊牛で出場した牛は県共の経産牛に出品できる。
3. " 経産牛で出場した牛は県共には出品できない。

第 6 8 回大分県畜産共進会出品家畜生年月日一覧表

肉用牛・ 肉牛は 平成 年 月 日基準

乳用牛は県共進会前日（平成 年 月 日基準）

出 品 区 分		品 種	生後月令	生 年 月 日	
種 畜 の 部	肉用牛 の 部	第 1 区若雌の 1	黒毛和種	9ヵ月以上11ヵ月	平成 年 月 日～平成 年 月 日
		第 2 区若雌の 2	"	12ヵ月以上14ヵ月	平成 年 月 日～平成 年 月 日
		第 3 区若雌の 3	"	15ヵ月以上17ヵ月	平成 年 月 日～平成 年 月 日
		第 4 区若雌の 4	"	18ヵ月以上20ヵ月	平成 年 月 日～平成 年 月 日
		第 5 区女性の部	"	12ヵ月以上20ヵ月	平成 年 月 日～平成 年 月 日
		第 6 区母系牛群	"	14ヵ月以上	平成 年 月 日以前
	乳用牛	第 1 区育成牛	ホスタイン種	12ヵ月以上14ヵ月	平成 年 月 日～平成 年 月 日
		第 2 区初妊牛	"	15ヵ月以上17ヵ月	平成 年 月 日～平成 年 月 日
		第 3 区初妊牛	"	18ヵ月以上24ヵ月	平成 年 月 日～平成 年 月 日
		第 4 区経産牛	"	3歳未満	平成 年 月 日以降
		第 5 区経産牛	"	3歳以上	平成 年 月 日以前
肉 牛 の 部	第 1 区 肉専用種去勢牛	黒毛和種	3 0ヵ月未満	平成 年 月 日以降	
	第 2 区	乳用種去勢	ホスタイン種	2 4ヵ月まで	平成 年 月 日以降
		交雑種去勢	交雑種	3 0ヵ月未満	平成 年 月 日以降

第68回大分県畜産共進会功労者表彰要綱

第1条 目 的

この要綱は、大分県畜産共進会において、共進会長が行う功労者の表彰について定めるものとする。

第2条 選考委員会

大分県、大分県畜産協会、全農大分県本部、大分県酪農協に所属する者から共進会長が委嘱する選考委員（幹事会）で構成し、第4条に定める表彰者の選考を行う。

第3条 提出書類

表彰者の推薦については、下記書類を9月15日までに共進会長に提出しなければならない。

1. 功 績 調 書
2. 推 薦 書

第4条 表彰対象者

次の表彰基準に該当する者で、大分県畜産協会長、全農大分県本部長、大分県酪組合長の推薦する者。

表 彰 基 準

第1部 個 人

区 分	内 容
生 産 者	(1)畜産経営の合理化を率先実行し、斯業の改善発展に尽力したもの (2)家畜家禽の改良増殖上実績顕著と認められる熱心な実行者または永年尽力したもの (3)大分県畜産共進会において過去15回（連続出品5回以上）以上出品したもの (4)その他特に斯業の発展に尽力したもの
農業団体役職員	畜産振興上特に功績のあった農業団体役職員
産業動物獣医師ならびに人工授精師	畜産振興上特に功績のあったもの
流通関係者	家畜畜産物の流通、取引改善または斡旋業務等が適正に行われ畜産振興上特に功績のあったもの

第2部 団 体

畜産の発展に関する企画、施設等の事業が適切で優秀であり、畜産振興上顕著な実績を挙げている各種農業団体

*以上の諸項目に該当するもので、過去の県共進会及び上部共進会等において表彰を受けたことがないもの。